【規程番号　行法Ⅲ－002】

行吉学園学園長設置規程

第１条　学校法人行吉学園（以下「学園」という。）に学園長を置くことができる。

第２条　学園長は、人格、学識に優れ、学園建学の精神を貫徹する人物で、学園の運営及び教育研究についての理解者でなければならない。

第３条　学園長は、学園の運営及び学園が設置する各学校の教学について意見を述べることができる。

第４条　学園長は、理事会において選任する。ただし、選任に際しては評議員会の意見を聴取することを要する。

第５条　学園長の任期は４年とし、再任を妨げない。

第６条　この規程は、理事会の議を経て理事長が変更することができる。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。